



男女共同参画週間と男女平等推進月間

6月23～29日は男女共同参画週間です

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみましょう。

令和元年度のキャッチフレーズ「男女共同参『学』～知る 学ぶ 考える 私の人生 私がつくる」

内閣府において「『学び』」を通じて、男性も女性も、ひとりひとりが、多様なライフキャリアの形成と選択



ができる社会の実現に向けた「キャッチフレーズ」を募集し、応募総数1,900点の中から選ばれました。

6月は男女雇用機会均等月間

厚生労働省では、男女雇用機会均等法が公布された毎年6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場において男女がともに能力を発揮できる社会の実現を目指して、男女雇用機会均等法などの理解を深める機会としています。

働きながらお母さんになる方へ～職場でつらい思い、していませんか？

次のような扱いを受けたら法違反です。北海道労働局雇用均等室へご相談を！（匿名でも大丈夫・相談は無料です）

- ◇1年契約で更新されてきたが、妊娠を伝えたら「次の契約更新はしない」と言われた
- ◇上司から「産休・育休は認めない」と言われた
- ◇妊娠を報告したら「退職してもらおう」と言われた
- ◇正社員なのに妊娠したら「パートになれ」と言われた

北海道労働局雇用均等室

☎011-709-2715

受付時間 8:30～17:15

(土日・祝日・年末年始を除く)

問い合わせ

企画課

男女共同参画担当 (名寄庁舎3階)

☎01654③2111 (内線3313)

✉ny-mwkyodo@city.nayoro.lg.jp

「配置薬」使用期限が切れて処分したら代金を請求された！

名寄市 消費生活センター通信

問い合わせ 消費生活センター ☎01654③3575



配置薬の業者がここ6年ほど入れ替えに来なかったので、1年前に残っていた使用期限切れの薬を廃棄した。しかし、最近になって突然業者が来訪し、「もう一度置かせてほしい」と勧誘してきた。断ったところ、廃棄した分を含む薬代3万8,000円を支払うように言われた。(70代 女性)



- ◆「配置薬」とは、販売員が消費者宅へ薬を預け、次回の来訪時に使った分の薬代を支払う仕組みです。配置薬は、勝手に処分するとその分の代金を請求される場合があります。
- ◆長期間訪問がない場合でも、使わない薬は自分の判断で処分せず、解約を申し出て引き取ってもらいましょう。
- ◆配置薬の販売員には、法律により身分証明書の携帯が義務付けられています。来訪時には提示を求め、連絡先をメモしておきましょう。



困ったときは消費生活センターに相談ください。